

令和6年度 危険物取扱者保安講習会のご案内

実施機関：栃 木 県

受託機関：一般社団法人栃木県危険物保安協会

協力機関：各地区危険物保安協会(各消防本部・局内)

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり実施します。

1 受講対象者

危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者のうち、次に該当する方は危険物取扱者保安講習を受講しなければなりません。受講対象者がこの講習を受講しない場合は、消防法第13条の2第5項の規定により免状の返納を命ぜられることがあります。

なお、受講義務のない方でも免状所持者であれば希望者は受講できます。

(1) 継続して危険物取扱作業に従事している方

受講日以後における最初の4月1日から3年以内に受講

例：令和4年2月1日受講



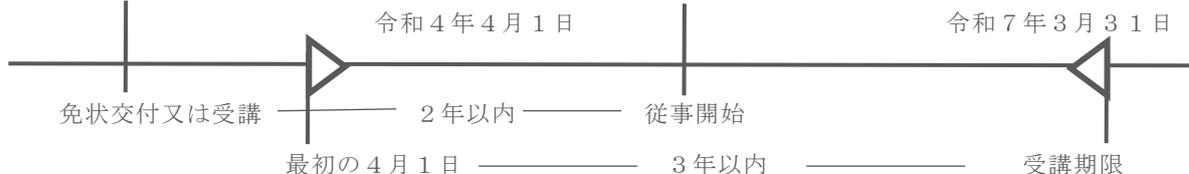
(2) 新たに危険物取扱作業に従事することになった方

例：令和6年2月1日従事開始



(3) 上記(2)のうち、従事開始前2年以内に免状の交付または講習を受けている方

例：令和3年7月1日免状交付又は受講 令和4年10月1日従事開始



お願い

講習会場には、受講申請のお問合せはなさないようお願いします。

2 講習区分

危険物施設の種類により次の区分で講習を行います。

講習区分	従事している危険物施設
給油取扱所	給油取扱所、自家給油取扱所、移動タンク貯蔵所（タンクローリー）
一般（その他）	上記以外の危険物施設

3 講習科目及び講習時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項・・・・・・・・・・ 1 時間
- (2) 危険物の火災予防等に関する事項・・・・・・・・ 2 時間

4 受講申込手続等

- (1) 受講申請書の配付場所

県内の各消防本部（局）及び（一社）栃木県危険物保安協会にて配付、または、インターネットからダウンロード

- (2) 各消防本部（局）への受講申請

- ア 受講申請窓口は、各受付消防本部（局）です。（郵送は、受け付けておりません。）
- イ 受講を希望する会場に応じ、それぞれの受付消防本部（局）に申請してください。
- ウ 受付時間は、申請期間（土・日・祝日を除く）9時から17時までです。
- エ 申請期間中であっても、定員になり次第受付を締め切ります。

- (3) （一社）栃木県危険物保安協会への受講申請

ア 消防本部（局）への申請期間終了後に定員に達しない場合には、当協会にて受け付けますので当協会にお問い合わせください。この場合は郵送による申請も受け付けます。郵送申請の場合は、84円切手を貼った受講票返送用封筒を必ず同封してください。

郵送先：〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和1丁目3番10号（栃木県庁舎西別館3階）

イ 1月予定（会場未定）の講習会の申請先は、当協会のみとなります。

- (4) 受講申請に必要な書類等

- ア 受講申請書

受講区分について、給油取扱所用又は一般用のいずれかを明記してください。

- イ 受講手数料 **5,300円**

栃木県収入証紙を申請書の手数料欄に貼付してください。収入証紙は、消防本部（局）での取扱はありません。ファミリーマートやローソン（取扱いのない店舗あり）及び当協会において販売しています。（収入印紙ではありませんのでご注意ください。）

- ウ 危険物取扱者免状

受付の際、申請書の記載内容を確認します。なお、書換の手続等により免状を持参できない場合は、その旨係員に申し出てください。

当協会へ郵送申込の場合、免状（コピー）の添付は不要です。

- (4) 受講票の交付 受講申請を受け付けた場合は、申請者に受講票を交付します。

5 講習当日の受付

- (1) 講習当日は、受講者本人が受講票及び危険物取扱者免状を受付に提出してください。
なお、書換申請の手續中等のため、当日免状を持参できない場合はその旨係員に申し出てください。その際、本人であることを確認できる運転免許証等を持参してください。
- (2) 受付は、講習開始時刻の30分前からです。
なお、講習開始時刻までに受付されない場合は、受講できませんのでご注意ください。

6 講習修了の証明及び免状の返却

講習終了後、危険物取扱者免状に受講済の栃木県受講証明印を押印してお返しいたします。

7 その他

- (1) 受講申請書の記入に当たっては、申請書及び受講票の※印以外の事項について、楷書で正確に記入してください。
- (2) 受講申請書受付後は、申請書及び受講手数料はお返しいたしませんのでご了承ください。ただし、やむを得ず欠席された場合は、年度内であれば他の会場でも受講できます。この場合は、必ず(一社)栃木県危険物保安協会へ連絡してください。
- (3) 台風その他の事情により講習会を延期又は中止する場合は、(一社)栃木県危険物保安協会のホームページ(<http://www.13tochiki.or.jp>)に掲載します。
- (4) 講習会場によっては駐車場が無いところもあります。受付の際にご確認ください。
なお、自動車で来場した場合の駐車違反及びその他の自動車に関する責任は一切負いません。
- (5) 講習の途中で退席されますと、原則、講習修了と認められません。
- (6) 危険物取扱者免状の書換申請や再発行等に関しては、(一財)消防試験研究センター栃木県支部へお問い合わせください。(Tel028-624-1022)

8 保安講習に関する問合せ先

受講申請のお問合せは、(一社)栃木県危険物保安協会は常時可能ですが、受付消防本部(局)は申請期間中にお問い合わせください。

- 9 オンライン講習については、(一社)栃木県危険物保安協会のホームページで確認するか当協会に電話でお問い合わせください。

郵送先 一般社団法人栃木県危険物保安協会

〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和1丁目3番10号(栃木県庁舎西別館3階)

TEL:028-622-0438 FAX:028-622-0439

<http://www.13tochiki.or.jp>

栃危協ホームページ



全危協 Youtube チャンネル



※全危協 Youtube チャンネルで、危険物取り扱いに関する動画等が見られます。